

総社市告示第25号

総社市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成21年総社市告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市域の減災を図るために、<u>既存木造住宅の耐震改修工事等を行うものに対し、予算の範囲内において補助を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等付住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。 （2）耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安</p>	<p style="text-align: center;">総社市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るため、<u>民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等付住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。） （2）耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安</p>

改正後	改正前
<p>全性の評価をいう。 ア～ウ 略</p> <p>(3) <u>耐震改修工事</u> 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）をいう。</p> <p>(4) <u>木造住宅耐震診断員</u> 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、知事の登録を受けた者をいう。</p> <p>(5) <u>部分耐震改修工事</u> 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化するために改修する工事（別表第2に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）をいう。</p> <p>(6) <u>耐震シェルター等</u> 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱別表4に定めるもの又はその他市長が認めるものをいう。</p> <p>(7) <u>耐震シェルター等設置工事</u> 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事（別表第3に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）をいう。</p> <p>(8) <u>高齢者等</u> 65歳以上の者が居住している世帯、障がい者が居住している世帯又は収入分位25%以下の世帯をいう。 (補助事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかの工事とする。ただし、第2号及び第3号は、高齢者等の世帯員が所有し、かつ、当該高齢者等が居住する住宅に係る工事に限る。</p> <p>(1) <u>耐震改修工事</u> (2) <u>部分耐震改修工事</u> (3) <u>耐震シェルター等設置工事</u> (補助の対象、補助金の交付額等)</p> <p>第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは、木造</p>	<p>全性の評価 ア～ウ 略</p> <p>(3) <u>耐震化工事</u> 耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）又は建替工事（従前の敷地外へ移転し行うものを除く。）</p> <p>(補助の対象、補助金の交付額等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅は、次の全ての要件に該</p>

改正後	改正前
<p><u>住宅を所有し、かつ、市税を滞納していないものであって、次の全ての要件に該当するものとする。ただし、同一敷地内で、この要綱による補助を受けている場合には、補助の対象としない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>耐震改修工事</u>にあつては、<u>改修の計画が別表第1の耐震基準を確保されることについて、岡山県建築物耐震診断等評価委員会の評価を受けたものであること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>補助金の交付対象となる補助対象経費、補助率等は別表第1から第3までに定めるところによる。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。</u></p> <p><u>(1) 工事の設計に係る費用</u></p> <p><u>(2) 増築、リフォーム等に係る費用（耐震改修工事及び部分耐震改修工事のために施工される部分を除く。）</u></p> <p>3 <u>補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあっては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。</u></p> <p>4 <u>補助金の交付にあつては、別表第1から第3までにより求めた額を交付するものとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p><u>第5条</u> <u>補助金の交付を受けようとするもの</u>（以下「申請者」という。）は、総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにこれを審査し適当であると認めるときは、総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書により申請者に補助金の交付決定を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の審査を行うに当たり、当該申請の<u>耐震改修工事、部分耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事</u>（以下「<u>耐震改修等工事</u>」という。）の内容が、別表第1から第3までに掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。</p> <p>(中間検査)</p> <p><u>第7条</u> <u>補助金の交付決定を受けたもの</u>（以下「補助事業者」という。）は、市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、総社市木造</p>	<p>当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>耐震改修工事の計画が別表第1の耐震基準を確保されることについて、岡山県建築物耐震診断等評価委員会の評価を受けたものであること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>補助金の交付対象となる補助対象経費、補助率等は別表第2に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>補助金の交付にあつては、別表第2により求めた額を交付するものとする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p><u>第4条</u> <u>補助金の交付を受けようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、総社市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにこれを審査し適当であると認めるときは、総社市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書により申請者に補助金の交付決定を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の審査を行うにあたり、当該申請の<u>耐震化工事</u>の内容が、別表第1に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。</p> <p>(中間検査)</p> <p><u>第6条</u> <u>補助金の交付決定を受けた者</u>（以下「補助事業者」という。）は、市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、総社市木造住宅</p>

改正後	改正前
<p>住宅<u>耐震改修等</u>工事中間検査申請書を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、<u>耐震シェルター等設置工事</u>の場合はこの限りでない。</p> <p>(事業内容の変更等)</p> <p><u>第8条</u> 補助事業者は、補助金の交付対象となる<u>耐震改修等</u>工事の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類を添えて速やかに市長に提出し、その決定又は承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助金の額に変更が生じるとき 総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更申請書</p> <p>(2) 補助金の額に変更が生じないとき 総社市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書</p> <p>(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 総社市木造住宅耐震改修等事業廃止(中止)承認申請書</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、次の各号に定める区分により補助事業者に交付の変更決定又は承認を通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号の交付変更決定をしたとき 総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定変更通知書</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号の変更及び中止又は廃止の承認をしたとき 総社市木造住宅耐震改修等事業変更・廃止(中止)承認通知書(完了検査)</p> <p><u>第9条</u> 補助事業者は、<u>耐震改修等</u>工事の全てを終了したときは、総社市木造住宅耐震改修等工事完了届により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、<u>耐震改修等</u>工事の完了を確認するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p><u>第10条</u> 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、総社市木造住宅耐震改修等補助事業実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p>	<p><u>耐震化</u>工事中間検査申請書を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、<u>建替</u>の場合はこの限りでない。</p> <p>(事業内容の変更等)</p> <p><u>第7条</u> 補助事業者は、補助金の交付対象となる<u>耐震化</u>工事の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類を添えて速やかに市長に提出し、その決定又は承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助金の額に変更が生じるとき 総社市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書</p> <p>(2) 補助金の額に変更が生じないとき 総社市木造住宅耐震改修事業変更承認申請書</p> <p>(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 総社市木造住宅耐震改修事業廃止(中止)承認申請書</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、次の各号に定める区分により補助事業者に交付の変更決定又は承認を通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号の交付変更決定をしたとき 総社市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定変更通知書</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号の変更及び中止又は廃止の承認をしたとき 総社市木造住宅耐震改修事業変更・廃止(中止)承認通知書(完了検査)</p> <p><u>第8条</u> 補助事業者は、<u>耐震化</u>工事の全てを終了したときは、総社市木造住宅耐震化工事完了届により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、<u>耐震化</u>工事の完了を確認するものとする。ただし、<u>耐震化</u>工事について<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたものはこの限りでない。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p><u>第9条</u> 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、総社市木造住宅耐震改修補助事業実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p>

改正後

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を総社市木造住宅耐震改修等補助金確定通知書により補助事業者へ通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(取引上の開示)

第12条 本事業による耐震改修等工事を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に耐震改修等工事の結果を開示しなければならない。

(その他)

第13条 略

2 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項及び様式に関しては、市長が別に定める。

別表第1 (第2条, 第4条, 第6条関係)

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額等
耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	上部構造評点が1.0以上	耐震改修工事に要する費用(住宅の延べ床面積に対して33,500円/㎡を限度とする。)	補助対象経費の23%以内(一住宅につき50万円を限度とする。)
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上		

別表第2 (第4条, 第6条関係)

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額等
部分	耐震	上部構造評点が1.0未満	岡山県が定める技術基準に	部分耐震改修工事に要する	補助対象経費の2分の1以

改正前

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を総社市木造住宅耐震改修補助金確定通知書により補助事業者へ通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(取引上の開示)

第11条 本事業による耐震化工事を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に耐震化工事の結果を開示しなければならない。

(その他)

第12条 略

2 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項に関しては、市長が別に定める。

別表第1 (第2条, 第3条, 第5条関係)

既存木造住宅の性能		耐震基準
耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの	上部構造評点が1.0以上
既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上

別表第2 (第3条関係)

補助対象経費	補助額等
耐震化工事に要する費用(住宅の延面積に対して32,600円/㎡を限度)	補助対象経費の23%以内(一住宅につき300千

改正後					改正前		
耐震改修工事	診断	のもの	おける「部分耐震性能」を有すること	費用（1世帯につき1箇所までとする。）	内（一住宅につき40万円を限度とする。）	とする。） ※建替の場合は、耐震改修工事相当分の費用	円を限度とする。）

別表第3（第3条，第5条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額等
耐震シェルター等工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満 のもの	1階部分に耐震シェルター等を設置すること	耐震シェルターの購入，運搬及び設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内（一住宅につき20万円を限度とする。）
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの		防災ベッドの購入，運搬及び設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内（一住宅につき10万円を限度とする。）

附 則

この告示は，平成27年4月1日から施行する。